

全信工主催講習のCPD認定プログラム化について
(Continuing Professional Development)
継続的な 専門職業上の 能力開発

1 検討の背景

CPDは、専門技術を必要とする技術者の能力維持・資質向上のための継続した教育活動として位置づけられており、公共工事入札の総合評価方式において、国や地方自治体で一定の基準の下に加算点として評価されています。

また、令和3年4月1日、改正建設業法において、経営事項審査項目の「その他の審査項目（社会性等）（W）」に「建設工事に従事する技術者の技術向上の取り組みの状況」が追加され、CPD単位の取得数によりこの評価が行われることになりました。

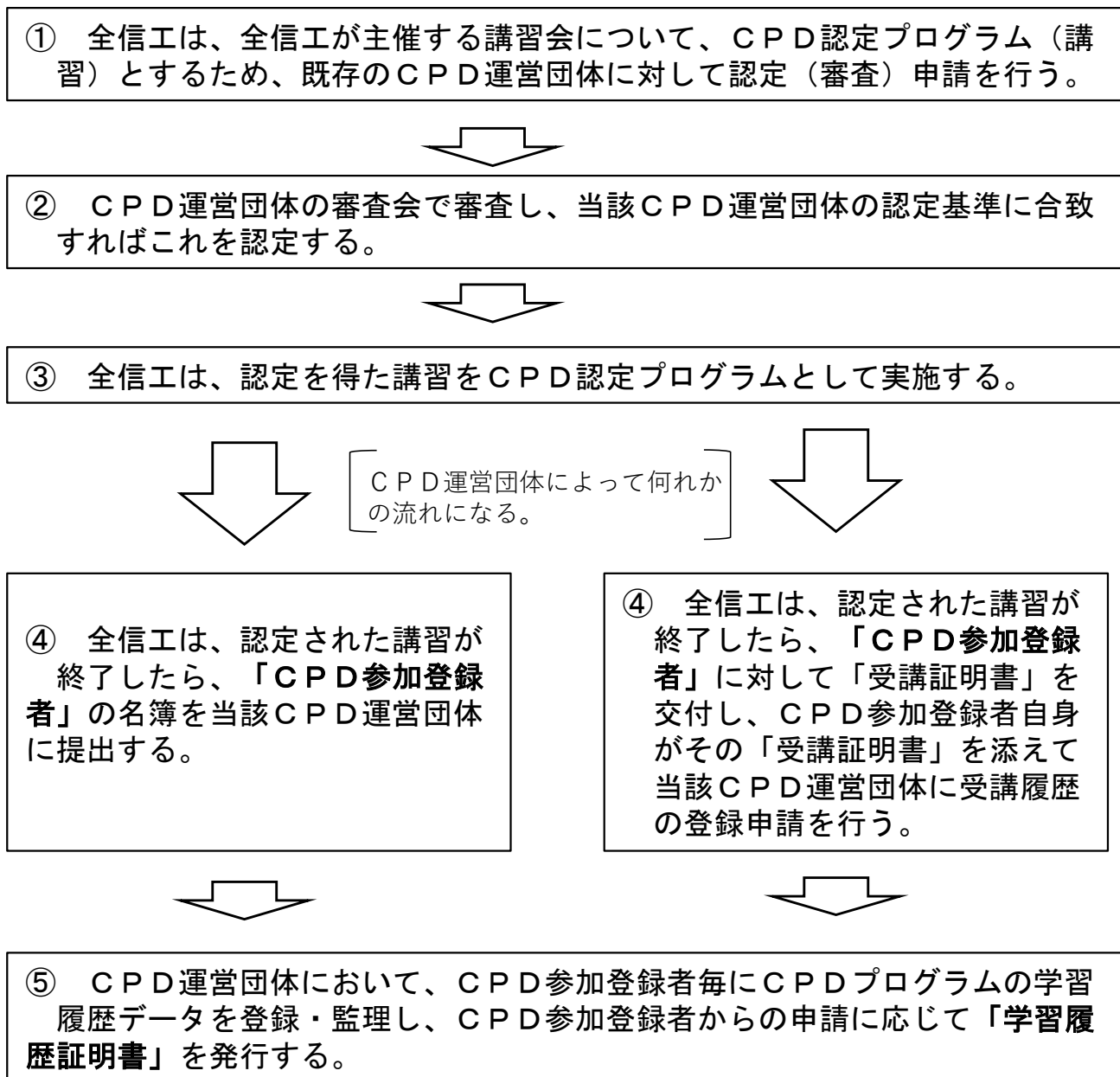
こうした状況を踏まえ、交通信号工事士等の資格試験制度を運用する全信工においても、本会会員等のCPD単位の取得を支援することを目的に、交通信号工事士等の資格の更新講習、eラーニング講座等のCPD認定プログラム化を図るべく取り組みを進めることにしています。

2 検討方針

本会が主催する講習会が、既存のCPD運営団体の「CPD学習プログラム」として認定される制度を活用する方向で検討します。

現在、既存のCPD運営団体の内、その利用を外部団体にも開放している主な団体として、（一財）建設業振興基金、（公社）日本建築士会連合会 及び（一社）全国土木施工管理技士会連合会がありますが、活用する場合に必要な経費、CPD関係手続きの容易性、本会の会員が既に参加登録しているCPD運営団体の状況等を踏まえ、何れかの運営団体のCPDを活用する方向で検討します。

3 既存のCPD運営団体のCPDを活用する基本的な流れ



なお、上記で、「CPD参加登録者」とは、CPD単位の取得を希望する者で、あらかじめ全信工が活用するCPD運営団体に参加登録し、IDを取得している者をいいます。

4 CPDの活用に関するQ&A

Q1 CPDを会社として活用したら、どんなメリットがあるのですか？

A 会社に所属する技術者が取得するCPD単位は、公共事業に元請けとして参入するために必要な経営事項審査における評点の加点項目として導入されています。

また、総合評価落札方式による公共工事の入札に参加する場合、会社が公共工事を落札するためには持ち点が重要になりますが、会社の持ち点は、建築士や建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、土木施工管理技士等の有資格者の人数だけでなく、CPD単位も対象となります。

そして、会社の持ち点が上がることで公共工事の落札率を高めることになり、CPD単位を多く取得した技術者は、会社に対して大きく貢献をすることになります。

Q2 会社に所属する技術者とは、技術系の社員すべてのことですか？

A 既存のCPD運営団体に参加登録（有料）すれば、誰でもその団体のCPD制度を活用できますが、経営事項審査や公共事業の入札では主任技術者、監理技術者、施工管理技士等の有資格者を技術者とし、それ以外の技術系社員を技能者としています。

そのため、会社が社員のCPD単位の取得経費を負担する場合、技術者に対するCPD単位の取得奨励を優先すべきと思われます。

Q3 全信工主催の講習がCPD認定プログラムになった場合、講習の受講料とは別に、CPD単位の取得料を全信工に支払う必要が生じますか？

A 全信工が主催する講習の受講料は、CPD単位の取得希望の有無に関係ありません。CPD単位の取得を希望する受講者とそうでない受講者の受講料は同じです。

ただし、CPD単位の取得を希望する受講者は、既存のCPD運営団体のCPD制度への参加登録費とデータ管理費として、年間3千円程度／人の費用をCPD運営団体に支払う必要があり、加えて会社の担当者が社員のCPDデータにアクセスして管理する場合は、年間5千円程度の費用を支払う必要があります。

したがって、技術者10人をCPD運営団体に参加登録し、会社の担当者がそのデータ管理をするとした場合、年間、35,000円（3,000円×10人+5,000

円＝35,000円)程度の費用をCPD運営団体に支払うこととなります。

なお、これらの費用は既存のCPD運営団体によって若干の違いがありますので、おおよその費用と考えてください。

Q4 既存のCPD運営団体のCPD制度への参加登録、CPD認定プログラムの受講データの登録、CPD認定プログラムの学習履歴証明の交付申請等はどうのような手段で行うのですか？郵送で行うのですか？

A (公社)日本建築士会連合会と(一社)全国土木施工管理技士会連合会については、インターネット経由でそれぞれの団体のホームページからログインして全ての手続きを行います。

一方、(一財)建設業振興基金については、インターネット経由で各種手続きの申請を行うことを推奨していますが、郵送での申請も可能としています。

Q5 (一社)全国土木施工管理技士会連合会はCPDSと称し、他の運営団体はCPDと称していますが、何か違いがあるのですか？

A CPDは継続学習制度(Continuing Professional Development)の通称であり、CPDSは、このCPDにSystemの「S」を付けた(一社)全国土木施工管理技士会連合会が運営するCPDの固有名詞です。

Q6 経営事項審査の評点において、CPD単位はどの程度の加点になるのですか？

A 経営事項審査の審査項目の「④その他の審査項目(社会性等)」(W)の中に「知識及び技術又は技能の向上に関する建設工事に従事する者の取組みの状況」(W10)が令和3年4月1日に追加されました。

このW10の評点の中で、CPD単位による評点は、最高5点であり、総合評定値(P点)に換算すると7点 $[(5 \times 10 \times 190 / 200) \times 0.15 \div 7]$ になります。

このW10においてCPD単位による評点が計算される対象者は「技術者」であり、W10においては、これに「技能者」を対象とした評点(最高5点)を加算してP点を計算することになっています。

ちなみに、全信工会員の中には、全信工の防災協定証明書の交付を受けてWの中の「防災活動への貢献の状況」(W3)の評点を得ている会員がいますが、この評点は20点であり、P点に換算すると28点 $[(20 \times 10 \times 190 \times 200) \times 0.15 \div 28]$ になります。